



JFRL 情報宅配

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質を見直すに当たっての情報・意見募集について]

趣旨：消費者の健康を保護し、安全な食料を安定供給するには、国産農畜水産物・食品の安全性の根拠となる科学的データを得て、必要に応じ安全性向上の取組を進めることが不可欠です。

そこで、農林水産省は、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質について、優先度をつけてリスク管理（各種情報の収集分析、食品中の実態の調査、低減対策の研究、汚染低減の指針の作成・普及等）を進めています。

この度、食品安全の観点から農林水産省が優先的にリスク管理の対象とするべき有害化学物質について、広く消費者・生産者・食品事業者の皆様から情報・意見を募集いたします。

提出いただいた情報・意見は、「優先的にリスク管理を行う有害化学物質のリスト」の見直しを行うに当たり参考情報として活用させていただきます。意見募集期間：6月12日（金曜日）まで。

詳細は HP をご覧ください。 <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/150511.html>

平成 27 年 5 月 11 日 農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課

2. [農業生産工程管理（GAP）とは]

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

政策目標：平成 27 年度の政策目標として GAP 導入産地 3,000 産地の目標を掲げています。

（平成 27 年度現在導入産地 1,600 産地）

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html

平成 27 年 4 月 24 日 農林水産省 生産局 農産部 技術普及課

* 厚生労働省 * (<http://www.mhlw.go.jp/>)

1. [輸入食品に対する検査命令の実施について]

平成 27 年 5 月 7 日 オーストラリア産アーモンド加工品

アフラトキシン

（アーモンドを 30%以上含有するものに限る。）

【27 年度検査命令実施通知】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080624.html>

【27 年度モニタリング検査実施通知】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082008.html>

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 監視安全課

* 食品安全委員会 * (<https://www.fsc.go.jp/>)

1. [食品に係るリスク認識アンケート調査の結果について]

食品安全委員会は、今後の食品に関するリスクコミュニケーションの効率的かつ的確な実施に当たっての基礎資料とするために、食品に対するリスク認識（健康への影響について気を付けるべきと考える項目やガンの原因になると考える項目など）について調査を行い、その結果を、調査対象者の専門知識の有無による違いに着目して取りまとめました。 https://www.fsc.go.jp/osirase/risk_questionnaire.html

調査結果の概要： https://www.fsc.go.jp/osirase/risk_questionnaire.data/risk_questionnaire_20150513.pdf

平成 27 年 5 月 13 日 内閣府 食品安全委員会事務局

* 第 146 号のトピックス *

〔機能性表示食品について〕

新たな食品表示法に基づく『食品表示基準』が平成 27 年 4 月 1 日より施行され、新たな機能性表示食品制度もこの基準に規定され、スタートしました。

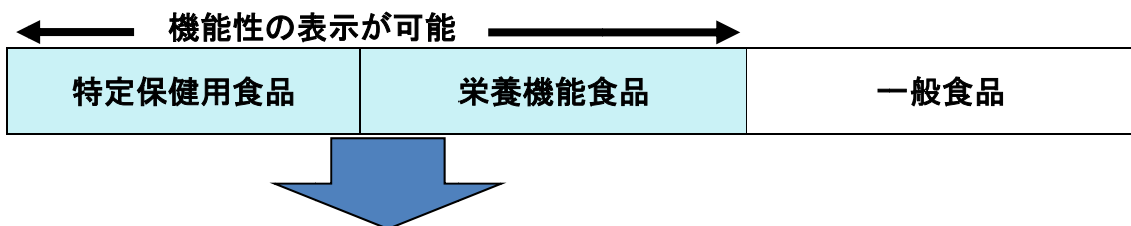
○機能性に関する表示の制度

従来、機能性の表示が認められていた食品は、「特定保健用食品」と「栄養機能食品」に限られていましたが、ここに「機能性表示食品制度」が加わりました。

特定保健用食品： 健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品。表示されている効果や安全性については国が審査し、消費者庁長官が許可している。

栄養機能食品： ビタミンやミネラル等、不足しがちな栄養成分の補給・補完のために利用できる食品で、すでに科学的根拠が確認された栄養成分を基準量含む食品。届出をしなくても、国が定めた表現によって機能性の表示ができる。

〔従来〕



〔新制度〕



○機能性表示食品とは

疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品。当該食品に関する表示の内容、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の 60 日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

○機能性表示食品の販売に必要な手続き

新制度により機能性を表示する場合、食品表示基準や[「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」](#)などに基づき、以下の流れで届出を行う必要があります。

1. 機能性表示食品の対象食品となるかを判断する
2. 安全性の根拠を明確にする
3. 生産・製造及び品質の管理体制を整える
4. 健康被害の情報収集体制を整える
5. 機能性の根拠を明確にする
6. 適正な表示を行う

機能性成分は、天然産物、加工食品などマトリックスが多種多様であり、分析項目も多々あります。弊財団では、機能性関与成分の定量試験を承っていますので、お気軽にお問い合わせください。

★お知らせ★ このたび施行された食品表示基準では、「糖質、食物繊維」を表示する場合に、併せて「炭水化物」の表示が必要となりました。弊財団では本年 5 月 18 日受付分から、栄養成分表示関連項目として「食物繊維」をご依頼いただいた場合、分析試験成績書に「糖質」に加え「炭水化物」を記載いたします。詳細は HP をご覧ください。<http://www.jfri.or.jp/item/topics/post-99.html>

ifia JAPAN 2015 (5/20-22) ブースへの多数のご来場、誠にありがとうございました。

配信元：一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfri.or.jp>)

内容に関するお問合せは、お客様サービス部 業務推進課までファクシミリでお願い致します。

業務推進課 Fax No. 03-3469-7268 まで